

保険・年金
フォーカス年金制度は専業主婦向けに設計!?
分布推計で改正の詳細な影響把握を
～ 年金改革ウォッチ 2025年9月号

年金総合リサーチセンター公的年金調査部長・主席研究員 中嶋 邦夫
(03) 3512-1859 nakasima@nli-research.co.jp

1 —— 先月までの動き

先月は、年金改革に関する審議会等が開催されなかった。

2 —— ポイント解説：年金額の分布推計が登場した経緯・内容・課題

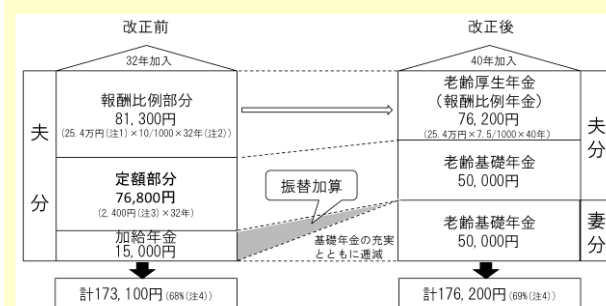
7月31日の年金数理部会では、2024年に公表された将来見通しの推計方法が報告された。本稿では、2024年の将来見通しで初めて公表された年金額の分布推計について、登場した経緯と公表された内容を確認し、今後の課題を考察する。

1 | 経緯：平均的な専業主婦世帯に加え、2004年から所得別なども公表。しかしボリューム感が不明

「年金制度は専業主婦世帯を念頭に設計されている」や「専業主婦世帯は減っており、年金制度は時代に合わなくなっている」という意見を目にする機会がある。確かに、1985年の改正以前は会社員の妻は夫の年金で暮らすことが想定された仕組みになっており、その制度の下で平均的な給与水準の人が高齢期に受け取る年金額が制度改正の目安とされていた。1985年の改正では、夫の年金の一部が妻名義の年金として分割され、制度改正の目安となる年金額は改正前の目安に相当する「夫婦2人分の基礎年金と平均的な給与水準の夫の厚生年金の合計」となった（図表1）。2004年の制度改正では、それまで目安とされていた年金額や給付水準（所得代替率）の計算方法が法定された。

その一方で、2001年に開催された厚生労働省の検討会では標準的な年金の考え方が議論され^{*1}、2004年の改正に向けた審議会では女性が就労するようになっている実態を踏まえて複数の世帯類型で給付水準を示すことが妥当とされた^{*2}。これを受けて、2004年以降の将来見通しでは世帯1人当たり所得や世帯類型の例に対応した年金額が示されている（図表2）。

図表1 1985年改正前後の目安となる年金額



(注1) 現役男子の標準報酬月額
(注2) 改正前の平均加入期間
(注3) 1980(昭和55)年改正時の単価2,050円を1984(昭和59)年度価格に換算したもの
(注4) 現役男子の平均標準報酬月額25.4万円に対する比率

(資料) 厚生労働省「2019年財政検証レポート」p.113

* 年金改革ウォッチは2013年1月より連載。2023年4月より、原則毎月第2火曜日に連載。

*1 女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会(2001)「報告書～女性自身の貢献がみのる年金制度」p.25-29, 78。

*2 社会保障審議会年金部会(2003)「年金制度改革に関する意見」p.26。

